

下水道用地の活用について

平成30年8月

国土交通省

水管理・国土保全局 下水道部

財産処分に対する柔軟な対応

○下水道用地等に係る財産処分は、原則として国の承認（国庫納付）が必要であるが、柔軟な対応も可能。

下水道用地の貸付け等（財産処分）

① 有償貸付け等の場合

→収益が補助対象施設の整備費及び維持管理費相当の範囲内については、**国庫納付は不要**

→P4通知別表参照

② 再生可能エネルギー発電設備の設置等の場合

→補助金等の交付目的に反しないものとして、**財産処分手続は不要**
（自ら発電設備を設置、又は有償で施設の一部の貸付け（屋根貸し等）を行う場合）

→P6通知参照

③ 下水道計画の見直し等による所管替えの場合

→地方公共団体への無償譲渡の場合として、**国庫納付は不要** ※ただし次のすべてに該当する場合

- ・人口減少等を踏まえた下水道計画の見直しにより生じた対象用地を譲渡するものであること
- ・対象用地が、取得した時点における事業計画及びその根拠となる全体計画において定められた区域内に位置することが確認できること
- ・所管換え後の用途が公共の目的に資するものであること

→P7通知参照

- 下水道用地の活用事例は全国で53件。(H30.1月時点)
- そのうち約9割が再生可能エネルギー事業。各自治体は収益施設を運営する事業者から賃料収入等を得る。

下水道用地の活用



山形県 山形浄化センター

太陽光発電
(H25.10運転開始)

- 山形県は下水処理場にある用地を民間事業者に貸付。
- 設備容量は約2000kW。
- 県は用地の賃料として、民間事業者から年間約460万円を受領。
- 財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。

下水道用地(上部空間)の活用



大阪府 竜華水みらいセンター

スポーツ施設・スーパーマーケット等を併設
(H24.4開業)

- 大阪府は下水処理場の上部空間を民間事業者者に貸付(事業用定期借地権)。
- 賃料：年間約4,700万円
※総額：約9億8,400万円(21年間)
- 財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。

下水道用地(上部空間)の活用 + バイオガスの活用



神戸市 垂水処理場

太陽光発電とバイオガスのダブル発電
(H26.3運転開始)

- 神戸市と民間事業者との共同事業。神戸市は、民間事業者に下水処理場の上部空間、消化ガスを提供。民間事業者は太陽光・バイオガスによる発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。
- 年間売電収入は約1億7,000万円、そのうち約2割が市の収入。
- 財産処分区分は、目的外使用(収益あり)。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要

国の補助等により取得した財産を目的外に使用・売却等(財産処分)する際は、基本的に補助を行った各省各庁の承認が必要。

○「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

○「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合

(2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第2号の期間を定める場合について準用する。

○「国土交通省所管補助金等交付規則」(平成12年総理府・建設省令第9号)

(処分の制限を受ける財産)

第10条 令第13条第1号から第3号までに掲げる財産以外の機械、重要な器具その他の財産で、法第22条の規定によりその処分について国土交通大臣の承認を要するものは、別に定めるもののほか、別表第2に掲げるものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11条 令第14条第1項第2号に規定する期間は、別に定めるもののほか、別表第3に掲げるものとする。

財産処分は事前申請が原則だが、10年超の場合等には特例(包括承認)がある。

○「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について」(平成30.3.30 国官会第27号)

(第5章 財産処分承認基準等)

第24 申請手続の原則

1 地方公共団体等が財産処分を行う場合には、財産処分承認申請書を地方整備局長等あて提出し、その承認を受けるものとする。

2 地方整備局長等は、前項の承認に当たり、別表に掲げる財産処分の区分に応じて、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長等が別表に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、ほかの条件を付すか又は条件を付さないことができる。

3 (略)

第25 申請手続の特例(包括承認)

1 地方公共団体等が、次に掲げる財産処分を行う場合(有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合(以下「有償譲渡等」という。))を除き、かつ、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく施設等に係るものにあつては道路(一般交通の用に供する道)本体の効用を毀損しない場合、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合又は港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく施設等の係るものにあつては港湾等の管理に支障がない場合に限る。次項において同じ。)には、第24第1項の規定にかかわらず、地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があつたものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物(共同溝又は電線共同溝を除く。)は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

① 交付対象事業の完了後(交付対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。)10年を経過した交付対象財産の処分

② 交付対象事業の完了後10年を経過していない交付対象財産を処分する場合であつて、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分

③ 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった交付対象財産の取壊し又は廃棄

2~3 (略)

財産処分の根拠規定等 2/4

財産処分による収益が施設の整備費及び維持管理費相当額の範囲内であれば国庫納付が不要。

社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について(H30.3.30 国官会第27号)別表(第5章第24関係)

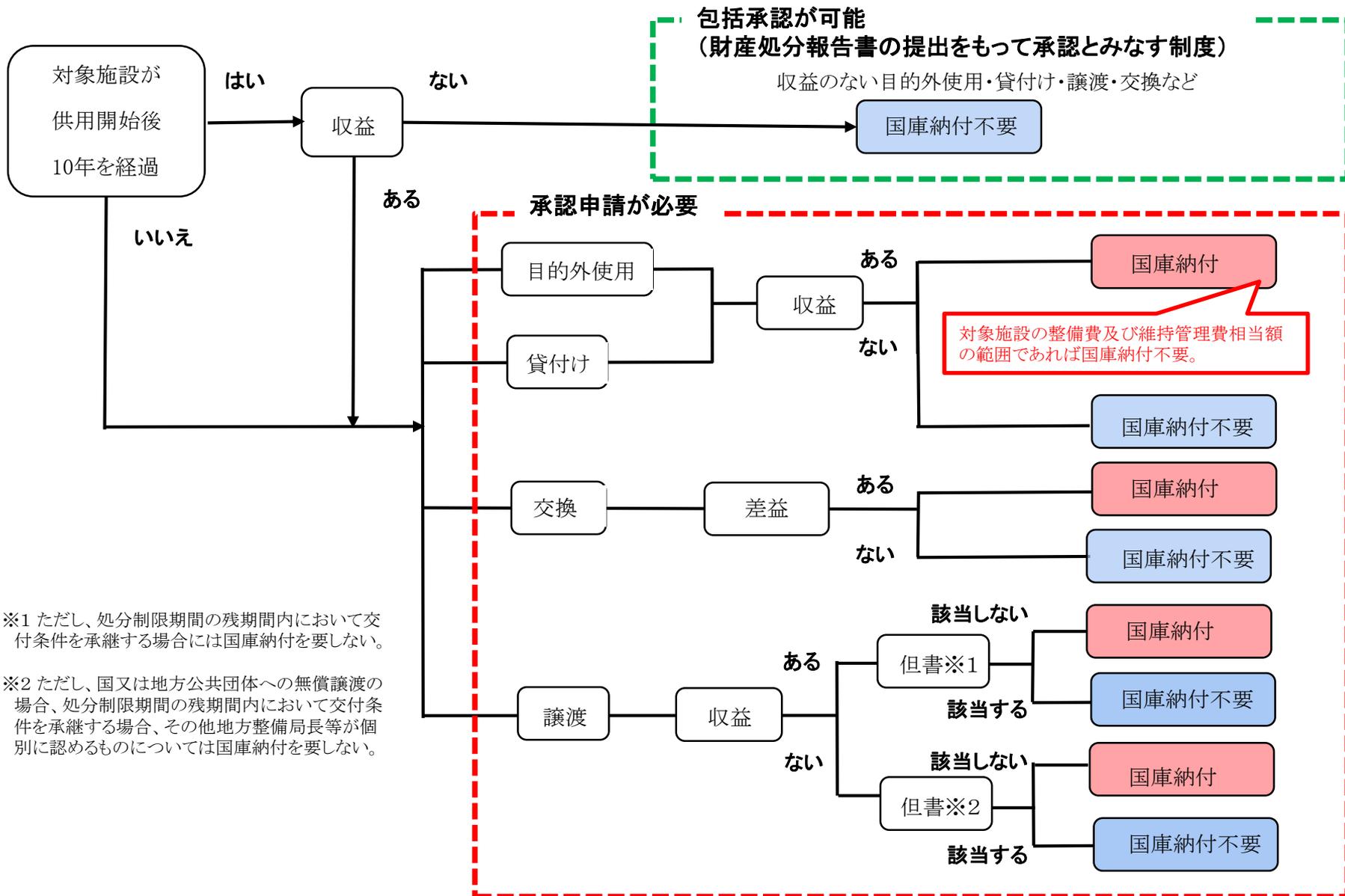
財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用(交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること)	収益がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所(同一の社会資本総合整備計画に位置付けられた他の交付金事業箇所を含む。以下同じ。)における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること(目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること) ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること 	目的外使用により生じる収益(当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち交付金相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡(交付対象財産の所有者を変更すること)	有償	国庫納付(ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。)	譲渡額のうち交付金相当額
	無償	国庫納付(ただし、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、時価評価額のうち交付金相当額
交換(交付対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること)		<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付(交換差益が生じる場合に限る。) ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること 	交換差益額のうち交付金相当額
貸付け(交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること)	有償	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること(貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること) ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること 	貸付けにより生じる収益(当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち交付金相当額
	無償	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
担保に供する処分(交付対象財産に抵当権を設定すること)		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、時価評価額のうち交付金相当額
取壊し(交付対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと)		国庫納付(ただし、包括承認の場合、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄(交付対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること)		国庫納付(ただし、包括承認の場合、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	設備等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

(備考)

1. 道路の附属物(共同溝又は電線共同溝を除く。)の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。
2. 目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の交付金相当額を国庫納付すること。(公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。)

主な財産処分区分に係る国庫納付の有無(イメージ図)

再生可能エネルギー発電設備の設置等については、補助交付目的に反しないものとして財産処分の手続き不要。



※1 ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。

※2 ただし、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。

再生可能エネルギー発電設備の設置等については、補助交付目的に反しないものとして財産処分の手続きが不要。

○「補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等について」(平成26.2.19 国交省)

国土交通省の補助金等により取得し、又は効用の増加した施設について、当該補助金等の交付の目的に反して使用等する場合には、原則として国土交通大臣の事前承認が必要とされているところです。

ただし、太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者等が自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置し、又は再生可能エネルギーの発電設備の設置のために第三者に有償で施設の一部の貸付(屋根貸し等)を行う場合において、次の事項全てに該当する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第22条の補助金等の交付の目的に反しないことから、国土交通大臣の事前承認は必要ありません。

- ・再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、当該補助金等の交付目的を妨げないこと。
(例)施設の屋上に太陽光発電施設を設置するもので、その設置により本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない場合
- ・再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、施設の財産的価値を減じるものでないこと。
(例)施設の耐久性・耐震性に悪影響を与えない場合や通常の維持管理業務に支障を及ぼさない場合
- ・再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、施設の機能を損なうものでないこと。
(例)施設の利用形態及び運用方法、利用者等の安全に影響を与えない場合

下水道計画の検討の結果使用目的を失った用地の「所管替え」は、「地方公共団体への無償譲渡の場合」として国庫納付が不要。

○「社会資本整備総合交付金事業および水管理・国土保全局補助事業等における財産処分承認基準等要領の運用について」(H28.8.22水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐、下水道事業課事業マネジメント室課長補佐事務連絡)

各地方公共団体におかれては、「社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しの推進等について」(平成22年12月6日付け都市・地域整備局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)に基づき下水道計画の見直しを行っていただいているところです。

人口減少など社会情勢の変化が刻々と進行する現状において、施設規模の縮小化等を踏まえた下水道計画の見直しが円滑に進むよう、下水道計画の検討の結果使用目的を失った用地(以下、「対象用地」という。)の有効活用に関する検討の必要性や対象用地の処分に関する手続きについて下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

都道府県におかれては、管内市町村(政令市を除く。)に対して、この旨周知していただくようお願いいたします。

記

1. 対象用地の有効活用

対象用地については、新たな時代に求められる下水道の役割を十分に踏まえ、資源・エネルギー利用、浸水対策、災害対策の強化等に必要な施設を設置するなど有効活用に関する検討を行う必要があります。また、当該施設を整備する場合は、事前に事業計画に位置付けることが必要です。

2. 財産処分の手続き

対象用地を処分する場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に基づく財産処分の手続きが必要です。その手続きについては、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取り扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について」(平成27年4月9日付け国官会第101号。以下、「交付金事業承認基準」という。),「水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」(平成24年3月15日付け国水総第484号。以下、「補助事業等承認基準」という。)で通知しているところですが、その運用に関する解釈を以下のとおりとします。

(1)対象用地の供用開始時期について

交付金事業承認基準第25及び補助事業等承認基準2に規定する包括承認の対象となる供用開始後10年の判断に際しては、

- ・供用開始の公示において、対象用地を含む用地全体が明示されていること
 - ・対象用地を含む用地全体について、一体的に下水道管理者自らが活用又は維持管理を行っていること
- などの事実の確認をもって対象用地を含む用地全体の供用が開始されたものとして取り扱うこととします。

(2)対象用地の無償譲渡について

下水道事業においては、従前より同一地方公共団体内における財産の異動(いわゆる「所管替え」)については、交付金事業承認基準及び補助事業等承認基準の別表(以下、「別表」という。)に規定する「国又は地方公共団体への無償譲渡の場合」に該当しないものとして取り扱っていましたが、今後、対象用地が以下の事項に該当するものに限り、所管替えであっても、別表に規定する地方公共団体への無償譲渡として取り扱うこととします。

- ・人口減少等を踏まえた下水道計画の見直しにより生じた対象用地を譲渡するものであること
- ・対象用地が、取得した時点における事業計画及びその根拠となる全体計画において定められた区域内に位置することが確認できること
- ・所管替え後の用途が公共の目的に資するものであること